

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/3）

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒（オレンジ）（令和4年9月26日時点）

9月26日からのお願い（10月14日まで）

○県民の皆さまへ

- (1) 不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底**してください。**（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方）**
- (2) 家庭内では、部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。特に重症化リスクの高い方々と同居している家庭では、家庭内においても会話の際などには、マスクの着用をお願いします。
- (3) オミクロン株に対応したワクチンの接種が始まりましたので、順番がきた方は**積極的な接種**をお願いします。また、5歳から11歳の子どもへの3回目の接種が始まりました。子どもの接種には努力義務が適用されましたので、積極的に検討してください。
- (4) 発熱等の症状がある方のうち、**重症化リスクが低く症状の軽い方**は、発熱外来の受診に代えて、県が行う**抗原定性検査キットの配布事業**と、自己検査後の**オンラインによる確定診断（高知県陽性者診断センター）**を積極的に活用してください。
- (5) 無症状でも感染不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等での**無料検査を積極的に利用**してください。
- (6) 9月26日からは、陽性者の発生届の対象者が重症化リスクの高い方に限定されます。**発生届の対象外となった方**は、県が設置する**「陽性者フォローアップセンター」への登録**をお願いします。
- (7) 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」**を活用してください。
- (8) 感染した際の自宅療養に備え、災害時と同様に、**普段から食料や生活必需品などの備蓄**をお願いします。
- (9) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には**休暇を取得できる環境確保**に努めてください。
- (3) 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2 / 3）

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒（オレンジ）（令和4年9月26日時点）

9月26日からのおお願い（10月14日まで）

1 会食について

- (1) **可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮いただくようお願いします。**
- (2) 多人数での会食など、感染防止の必要性が高い場合には、参加者全員について、「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査（※1）による陰性確認**」をした上で、実施することを推奨します。
- (3) **飲食店を利用**する際は、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用していただくようお願いします。
- (4) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (5) 特に、飲酒の場などでの「**献杯・返杯**」や「**大声での会話**」、「**マスクを外してのカラオケ**」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出・移動について

- (1) **混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など感染リスクが高い場所への外出は極力控えてください。**
- (2) 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と接する機会がある場合など、感染防止の必要性が高い場合には、事前に「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査等による陰性確認（※1）**」することを推奨します。
- (3) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。
- (4) 他県へ移動する際は、**会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動してください。**
※1 県内にお住まいの方は、県が設置する検査会場等で無料の検査を受けることができます。（9月30日までは、高知駅南口に「高知県抗原定性検査センター」を開設しています）

3 高齢者が入院・入所している施設について

- (1) 医療機関や高齢者施設においては、感染防止対策の徹底・レベルアップをお願いします。
- (2) 利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施してください。
- (3) マスク着用、送迎時の窓開け、発熱した従事者の休暇等、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく対応を徹底してください。
- (4) **従事者からの感染を防ぐ**ため、従事者の方は、日頃から基本的な感染防止対策を徹底するとともに、**体調管理に留意**してください。

4 乳幼児施設について

- (1) できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない保育を実践してください。
- (2) 発熱等の症状がある児童の登園は控えていただくよう徹底してください。
- (3) **発熱等の症状がある職員の休暇取得**の徹底や、職員に対する早期のワクチンの追加接種等を行ってください。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（3 / 3）

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒（オレンジ）（令和4年9月26日時点）

9月26日からのお願い（10月14日まで）

5 学校・部活動について

- （1）咳や咽頭痛、発熱等の症状が少しでも現れた場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- （2）熱中症のリスクが高いことが想定される登下校時や運動部活動等においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、マスクを外す際は、周囲の者と十分な距離を取る・換気を徹底するなど感染症対策を講じてください。
- （3）特に、次の感染対策の徹底をお願いいたします。
 - ・食事の場面では黙食を徹底し、食事の後に会話をする際にはマスクを着用してください。
 - ・更衣室での会話を控えるようお願いいたします。

県立学校の部活動について

- （1）活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とします。
なお、校長が認めた場合、平日は3時間程度、週休日等は4時間程度とします。
- （2）県内外校との練習試合等は、宿泊を伴う活動も含め校長の判断により認めます。
- （3）校内の感染状況によっては、県教委と協議の上、部活動を制限する場合があります。

6 イベント等について

開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- （1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出してください。
- （2）感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成してホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。